

「東日本大震災の復旧・復興事業(建築工事関係)における労働者宿舎に関する試行要領」  
既設労働者宿舎の取扱いについて

既設労働者宿舎(a)



- ① 国・市町村・県他部局等が発注した請負工事で利用した自社又は他の会社が建設した既設労働者宿舎で、**原則、建物の仕様が、試行要領の「労働者宿舎仕様基準」に適合する労働者宿舎**
- ② 試行要領以外の制度等におけるリース費・撤去費が計上されていない労働者宿舎

利用済

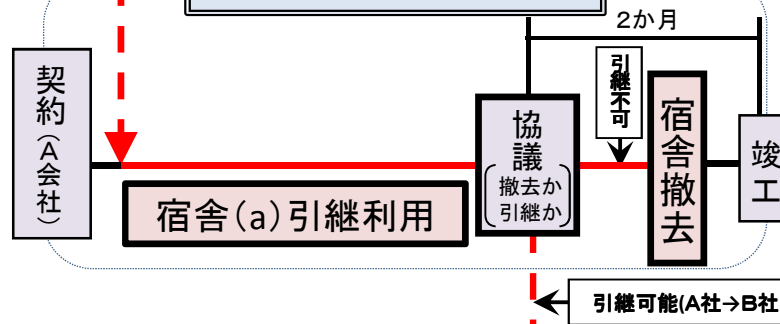
【対象となる労働者宿舎】

試行要領適用以降に工事請負契約を締結した工事において利用するリース契約中(予定も含む。)の既設労働者宿舎

【対象となる共通費】

- ・労働者宿舎躯体部分に係るリース費用(協議により対象工事とした時点以降)
- ・用地の借地料、労働者宿舎の維持・補修に要する費用
- ・宿舎の撤去費用、宿舎に関わる設備撤去費用(給排水関係等)
- ・固定資産税等の租税公課等

県土整備部発注工事X



【対象工事】

平成25年9月26日以降に工事請負契約を締結した工事

